

# 職業紹介事業パンフレット

## ー 許可・更新等マニュアル ー

平成25年9月

厚生労働省・都道府県労働局  
(公共職業安定所)



# はじめに

職業安定法は、無料で勤労権及び職業選択の自由の保障のセーフティーネットとしての役割を果たしている公共職業安定所による職業紹介と活力及び創意工夫を活かし需給調整の役割を果たしている民間企業等による職業紹介とが相まって、効果的な労働力需給調整を図ることを期待しており、平成24年3月末日現在の民営職業紹介事業の許可事業所数は、有料職業紹介事業所が16,613所、無料職業紹介事業所が828所となっています。

このパンフレットは、職業紹介事業を始めるにあたっての手続きやその後の事業運営にあたっての留意点等について解説しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

平成25年9月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課



## 目 次

### 第1 申請、届出の手続き等

(参考) 事業許可までのプロセス ————— 1 頁

1 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について ————— 2 頁

2 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について ————— 1 1 頁

3 職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等について ————— 1 9 頁

4 技能実習に係る申請について ————— 2 1 頁

5 職業紹介事業開始以後の手続き等は ————— 2 3 頁

(参考) 事業所新設までのプロセス ————— 2 8 頁

### 第2 職業紹介事業の概要

1 職業紹介とは ————— 2 9 頁

2 職業紹介事業の種類は ————— 3 0 頁

3 その他の労働力需給調整システム ————— 3 1 頁

4 紹介予定派遣とは ————— 3 4 頁

### 第3 職業紹介事業の運営

1 有料職業紹介事業の取扱範囲は ————— 3 5 頁

2 職業紹介事業の運営に当たり留意すべき事項についての指針 ————— 3 6 頁

3 有料職業紹介事業者が徴収することができる手数料 ————— 4 2 頁

4 職業紹介事業所が備え付けるべき帳簿書類は ————— 4 7 頁

5 年齢制限を行う求人の申込みへの対応について ————— 5 0 頁

6 個人情報保護法の遵守等について ————— 5 3 頁

7 職業紹介事業者が法律違反を行った場合 ————— 5 8 頁

### 第4 その他

1 人材サービス総合サイトについて ————— 5 9 頁

2 しごと情報ネットについて ————— 6 0 頁

(参考)

職業紹介事業許可申請書等 (様式) ————— 6 1 頁

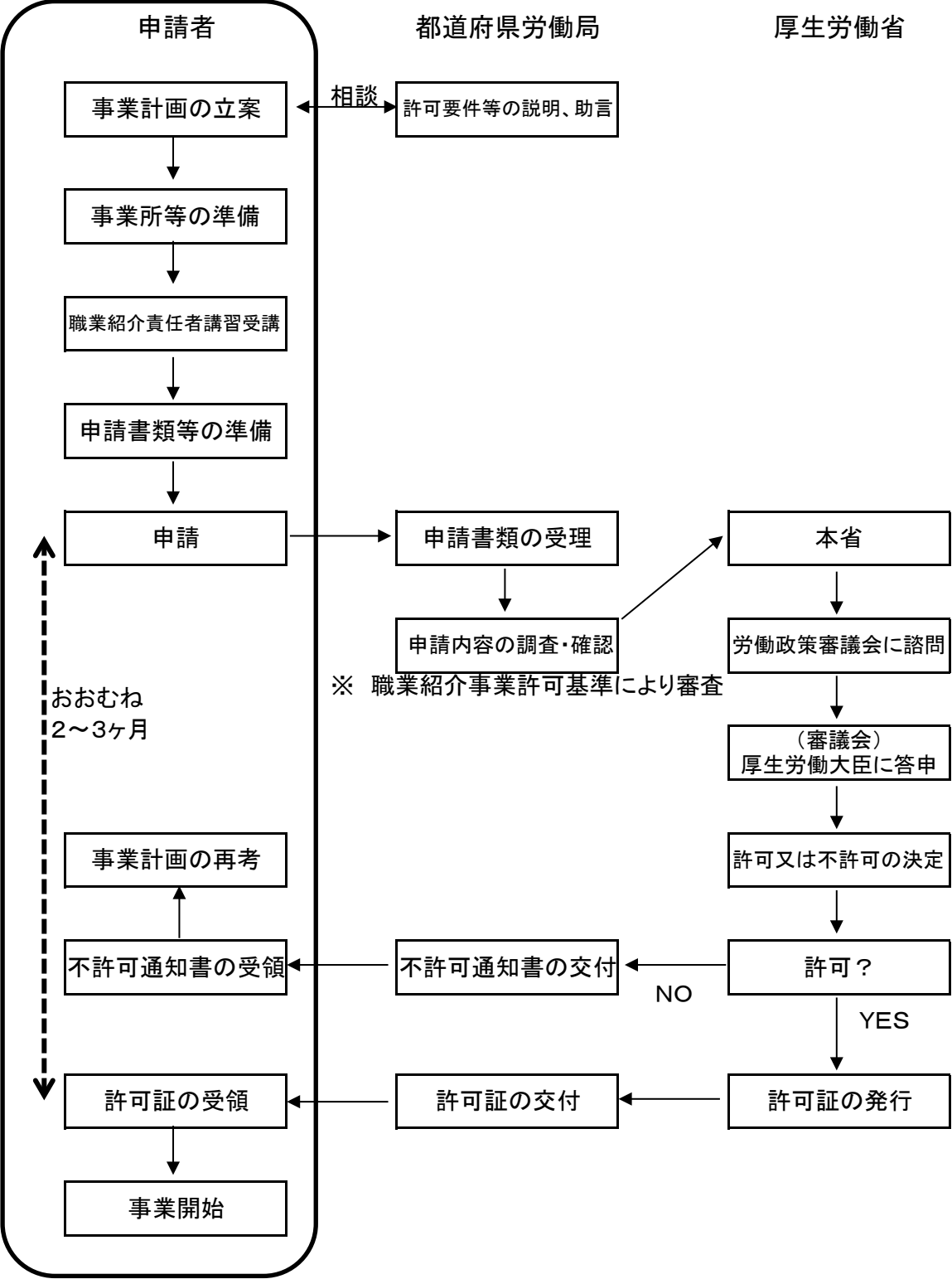
業務運営に関する規程等 (様式例・記載例) ————— 7 8 頁



# 第1 申請、届出の手続き等

## 事業許可までのプロセス

### ■ 申請から許可までの流れ



# 1 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

## (1) 許可申請の手続

有料職業紹介事業を行おうとする場合には、次に掲げる書類を申請者の所在地（申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。（この場合、許可申請書には、手数料として〔5万円＋1万8千円×（職業紹介事業を行う事業所の数－1）〕分の収入印紙及び登録免許税〔9万円〕の納付に係る領収証書を添付する必要がありますが、都道府県労働局の指示に従ってください。）なお、収入印紙が消印された後は手数料は返還されません。

イ 有料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）3部（正本1部、写し2部）

ロ 有料職業紹介事業計画書（様式第2号）3部（正本1部、写し2部）

ハ 届出制手数料届出書（様式第3号）3部（正本1部、写し2部）

※ ハについては、上限制手数料による場合には提出は不要です。

ニ 添付書類2部（正本1部、写し1部）

許可申請は、事業開始予定時期のおおむね2カ月前までに行う必要があります。なお、許可の申請を行う場合には、管轄の都道府県労働局に御相談ください。

| 必 要 と さ れ る 添 付 書 類                                                                                                     | 法人の場合 | 個人の場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| ① 法人に関する書類                                                                                                              |       |       |
| ・ 定款又は寄附行為                                                                                                              | ○     |       |
| ・ 法人の登記事項証明書                                                                                                            | ○     |       |
| ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類                                                                                                  |       |       |
| ・ 住民票の写し                                                                                                                | ○     | ○     |
| ・ 履歴書                                                                                                                   | ○     | ○     |
| ・ 代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。なお、営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）。） | ○     | ○     |
| ③ 資産及び資金に関する書類                                                                                                          |       |       |
| ・ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書                                                                                               | ○     | ○     |
| ・ 預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類（貸借対照表から計算される基準資産が納税証明書及び納税申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要）                                       |       | △     |



|                                                                                                   |   |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| ・所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書（貸借対照表から計算される事業資金が納税証明書及び納税申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要）                     |   | △ |
| ・最近の事業年度における納税申告書の写し（法人にあっては法人税の納税申告書別表1及び4、個人にあっては所得税の納税申告書第一表）                                  | ○ | ○ |
| ・最近の事業年度における法人税又は所得税の納税証明書（（その2）による所得金額に関するもの）                                                    | ○ | ○ |
| ・最近の事業年度における株主資本等変動計算書                                                                            | ○ |   |
| ④ 個人情報の適正管理に関する書類                                                                                 |   |   |
| ・個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程（以下「個人情報適正管理規程」といいます）                                                      | ○ | ○ |
| ⑤ 業務の運営に関する書類                                                                                     |   |   |
| ・業務の運営に関する規程                                                                                      | ○ | ○ |
| ⑥ 事業所施設に関する書類                                                                                     |   |   |
| ・建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合）                                                                          | ○ | ○ |
| ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合）                                                                      | ○ | ○ |
| ⑦ 手数料に関する書類                                                                                       |   |   |
| ・手数料表（届出制手数料の届出をする場合）                                                                             | ○ | ○ |
| ⑧ 相手先国に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合）                                                                     |   |   |
| ・相手先国の関係法令                                                                                        | ○ | ○ |
| ・相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） | ○ | ○ |
| ⑨ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用するときに限る。）                                                 |   |   |
| ・取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類                                                          | ○ | ○ |
| ・相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあっては、その許可証の写し）                       | ○ | ○ |

－添付書類に関する注意事項－

- ① 履歴書には、職歴、資格の取得、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載してください。また、履歴書への写真の添付は不要です。なお、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付してください。
- ② 預貯金の残高証明書は、労働局の受付のおおむね3ヶ月以内のものとし、預貯金の種類は問いません。
- ③ 無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可を申請するときは、法人にあつては定款又は寄付行為、法人の登記事項証明書、代表者役員の住民票の写し及び履歴書並びに代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）、個人にあつては住民票の写し及び履歴書並びに申請者の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）を添付する必要はありません。
- ④ 職業紹介責任者に係る添付書類については、有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であつて、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合には、履歴書（職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し及び履歴書）を添付する必要はありません。
- ⑤ 職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数50人について1人を選任しなければなりません。

また許可の申請に先立って、「職業紹介責任者講習会」の受講が必要です。

この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深めていただき、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行っていただくことを目的として実施するものです。

講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催しています（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other09/index.html>）に掲載しています。）。

- ⑥ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあつたときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認します。
- ⑦ 上限制手数料ではなく届出制手数料を徴収する場合は、届出制手数料の届出の手続きが必要です。手数料に関する詳細は42ページ目以降に記載していますのでご参照下さい。

－登録免許税の課税－

- ① 有料職業紹介事業の許可申請を行おうとする者は登録免許税を納付しなければなりません（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第3条）。納税額として、許可一件当たり9万円が課されることとなっています（登録免許税法別表第1第81号）。

- ② 登録免許税については、登録免許税の納付に係る領収証書を申請書（様式第1号の第1面の裏面）に貼って提出することとなっています。また、納付方法は、現金納付が原則となっており、国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行等や郵便局）又は都道府県労働局の所在地を管轄する税務署において、登録免許税の相当額を現金で納付することとなっています（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

## (2) 許可基準

有料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の基準を満たす必要があります。

### 有料職業紹介事業許可基準

次のいずれにも該当する者について、有料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 法第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること）

次のいずれにも該当し、有料職業紹介事業を的確、安定的に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

  - (1) 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。
  - (2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。
- 2 法第31条第1項第2号の要件（個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

  - (1) 個人情報管理体制に関する判断（指針第4の2の(3)参照）
    - イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が、次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。
      - (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
      - (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
      - (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。
      - (ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。
    - ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。
      - (イ) 有料職業紹介事業者は、イの(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。
      - (ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。
    - ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。
      - (イ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存

在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

b 思想及び信条

c 労働組合の加入状況

- ・ aからcについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(v) 有料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(vi) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。

(vii) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

## (2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(i) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ii) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

(iii) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(iv) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(i) 有料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(i)から(iv)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ii) 有料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知らされることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第51条第1項、第66条第9号）ことに留意するものとする。

- ・ 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、

一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第31条第1項第3号の要件（1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年5月13日法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋営業法（昭和25年5月8日法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）（以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ) 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された

者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。）した者であること。

(ロ) 成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。

### (3) 事業所に関する要件

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

#### イ 位置が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

#### ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。

具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。

ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。

(ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

(ハ) 事業所名（愛称等も含む。）は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

### (4) 適正な事業運営に関する要件

#### イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 有料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ハ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

(ニ) その紹介により就職した者のうち、労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者が、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労働者災害補償保険の適用を受けることを希望する場合に、同項に規定する団体の代表者として所定の申請を行うものであること。

(ホ) 労働者派遣事業と兼業する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

[事業運営の区分に関する判断]

求職者に係る個人情報と派遣労働者に係る個人情報が別個に作成され別個に管理されること等事業運営につき明確な区分がなされていること。

当該要件を満たすには、次のいずれにも該当することが必要であること。

(a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。

(b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と

求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。

(c) 派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別に管理されること。

(d) 派遣先に係る情報と求人者に係る情報が別に管理されること。

(e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。

(f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人者の申込み）、第5条の6（求職の申込み）、第5条の7（紹介の原則）、第32条の3（手数料）、第32条の12第2項（取扱職種の範囲等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 手数料に関する要件

(イ) 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。

(ロ) 徴収する手数料を明らかにした手数料表を有すること。

ニ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ホ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたものの以外を利用するものでないこと。

(ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。

(ハ) 出入国管理及び難民認定法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。

(ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。



## 2 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

### (1) 許可申請の手続

無料職業紹介事業を行おうとする場合には、次に掲げる書類を申請者の所在地（申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません（この場合、許可申請に係る手数料は不要です。）。

許可申請は、事業開始予定時期のおおむね2カ月前までに行う必要があります。

なお、許可の申請を行う場合には、管轄の都道府県労働局に御相談ください。

- イ 無料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）3部（正本1部、写し2部）  
ロ 無料職業紹介事業計画書（様式第2号）3部（正本1部、写し2部）  
ハ 添付書類2部（正本1部、写し1部）

| 必 要 と さ れ る 添 付 書 類                                                                                                                                                                                                                            | 法人の場合                                                 | 個人の場合           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
| ① 法人に関する書類<br>（法人に関する書類）<br>・定款又は寄附行為<br>・法人の登記事項証明書<br>（労働組合等に関する書類）<br>・労働組合等であることを証明する書類<br>・組合格約<br>・組合員数、組合の組織、上部団体等を明らかに<br>する書類<br>（各種学校に関する書類）<br>・各種学校であることを証明する書類<br>・学校の沿革を明らかにする書類<br>・学則<br>・学生、生徒の定員数、現員数、職員数等学校の<br>規模を明らかにする書類 | ○<br><br>○<br><br>○<br>○<br>○<br><br>○<br>○<br>○<br>○ |                 |
| ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類<br>・住民票の写し<br>・履歴書<br>・代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履<br>歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に<br>関し営業の許可を受けていない場合。なお、営<br>業の許可を受けている場合は、その法定代理人<br>の許可を受けたことを証する書面（未成年者に<br>係る登記事項証明書）。）                                                        | ○<br><br>○<br>○                                       | ○<br><br>○<br>○ |

|                                                                                                    |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| ③ 資産及び資金に関する書類                                                                                     |   |   |
| ・ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書                                                                          | ○ | ○ |
| ・ 預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類（貸借対照表から計算される基準資産が納税証明書及び納税申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要）                  |   | △ |
| ・ 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書（貸借対照表から計算される事業資金が納税証明書及び納税申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要）                     |   | △ |
| ・ 最近の事業年度における納税申告書（法人にあっては法人税の納税申告書別表1及び4、個人にあっては所得税の納税申告書第一表）の写し                                  | ○ | △ |
| ・ 最近の事業年度における法人税の納税証明書（（その2）による所得金額に関するもの）                                                         | ○ | △ |
| ・ 最近の事業年度における株主資本等変動計算書                                                                            | ○ |   |
| ④ 個人情報の適正管理に関する書類                                                                                  |   |   |
| ・ 個人情報適正管理規程                                                                                       | ○ | ○ |
| ⑤ 業務の運営に関する書類                                                                                      |   |   |
| ・ 業務の運営に関する規程                                                                                      | ○ | ○ |
| ⑥ 事業所施設に関する書類                                                                                      |   |   |
| ・ 建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合）                                                                          | ○ | ○ |
| ・ 建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合）                                                                      | ○ | ○ |
| ⑦ 相手先国に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合）                                                                      |   |   |
| ・ 相手先国の関係法令                                                                                        | ○ | ○ |
| ・ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） | ○ | ○ |
| ⑧ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用するときに限る。）                                                  |   |   |
| ・ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類                                                          | ○ | ○ |
| ・ 相手先国において、当該取次機関の活動が認め                                                                            | ○ | ○ |

|                                                              |  |  |
|--------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>られていることを証明する書類及びその日本語訳（相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し）</p> |  |  |
|--------------------------------------------------------------|--|--|

－添付書類に関する注意事項－

- ① 履歴書には、職歴、資格の取得、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載してください。また、履歴書への写真の添付は不要です。  
 なお、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付してください。
- ② 預貯金の残高証明書は、労働局の受付のおおむね3ヶ月以内のものとし、預貯金の種類は問いません。
- ③ 有料職業紹介事業者が無料職業紹介事業の許可を申請するときは、法人にあつては定款又は寄付行為、法人の登記簿謄本、代表者役員の住民票の写し及び履歴書並びに代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）、個人にあつては住民票の写し及び履歴書並びに申請者の法定代理人の住民票の写し及び履歴書（申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。）を添付する必要はありません。
- ④ 職業紹介責任者に係る添付書類については、有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であつて、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合には、履歴書（職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し及び履歴書）を添付する必要はありません。
- ⑤ 職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数50人について1人を選任しなければなりません。  
 また許可の申請に先立って、「職業紹介責任者講習会」の受講が必要です。  
 この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深めていただき、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行っていただくことを目的として実施するものです。  
 講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催しています（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other09/index.html>）に掲載しています。）。
- ⑥ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあつたときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認します。

## (2) 無料職業紹介事業の許可基準

無料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

### 無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 法第33条第4項において準用する第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）

事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。

- 2 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第2号の要件（個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

- (1) 個人情報管理体制に関する判断（指針第4の2の(3)参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、これに内容を含む個人情報適正管理規程を定めていること。

(イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

(ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、イの(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

b 思想及び信条

c 労働組合の加入状況

・ aからcについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(v) 無料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(vi) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。

(vii) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(2) 個人情報管理の措置に関する判断

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(i) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ii) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

(iii) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(iv) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(i) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(i)から(iv)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ii) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。特に、有料職業紹介事業者による秘密漏洩には罰則が科されている（法第51条第1項、第66条第9号）ことに留意するものとする。

- ・ 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第3号の要件（1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年5月13日法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録質屋営業法（昭和25年5月8日法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和25年法律第319号）（以下「入管法」という。）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあっては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 職業安定局長に開催を申し出て、実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施する「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新に係る申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。）した者であること。

(3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) 職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。

具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。

ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。

(ロ) 求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。

ハ 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。

#### (4) 適正な事業運営に関する要件

##### イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあっては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあっては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。

(ハ) 営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。

(ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。

ただし、各種学校にあっては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。

(ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

##### ロ 業務規程に関する要件

職業安定法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件の明示）、第5条の4（求職者等の個人情報の保護）、第5条の5（求人申し込み）、第5条の6（求職申し込み）、第5条の7（紹介の原則）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種の範囲等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

##### ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

##### ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたも

の以外を利用するものでないこと。

(ロ) 国外における職業紹介を実施するにあたって申請書に記載し、又は届け出た国を相手先国として職業紹介を行うものであること。

(ハ) 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。

(ニ) 求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

ホ 全国的又は広域的に組織を構成する公益法人及び労働組合等に係る留意事項

全国的又は広域的に組織を構成する公益法人又は労働組合等であって、個々の支部等地方組織単位では職業紹介を常態として行うまでの実態がないと見込まれる等の場合には、当該地方組織単独では事業所に当たらないものとして、本部中央組織に含めて許可して差し支えない。



### 3 職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等について

#### (1) 趣旨

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を定めたとき又は変更したときは、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣へ届け出なければなりません（法第32条の12、則第24条の4）。

この届出は、必須のものではありませんが、この届出をしない場合には、法第5条の5の規定による求人受理義務、法第5条の6の規定による求職受理義務が全職業・全地域の求人・求職について課されることとなります。

取扱職種の範囲等の定め方は原則として平成23年版厚生労働省編職業分類の中分類として下さい。

ただし、求職者の受付手数料や求職者手数料を徴収する職業に範囲を定める場合については、従来の区分によることが適当ですので、必要に応じ都道府県労働局に御相談ください。

#### (2) 届出手続

イ 届出は、職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行います。

ロ 既に、許可を受けている事業者の場合は許可証の書換えが必要となりますが、現在有している許可証と引き替えに書換え後の許可証が交付されます。

#### (3) 取扱職種の範囲等の明示等（法第32条の13、則第24条の5）

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、求人の申し込み又は求職の申し込みを受理した後、速やかに書面の交付の方法又は電子メールを利用する方法により明示しなければなりません。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法により明示することができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではありません。

また、電子メールを利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法（電子メールの受信者がプリントアウトできるものに限る。

以下同じ。）を希望し、かつ、実際に電子メールが書面の交付を受けるべき者に到達した場合（書面の交付を受けるべき者のファイルに記録されたときをいう。以下同じ。）

に限られます。

この場合において、書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法を希望するときは、希望するファイルへの記録の方式（添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョン（「一太郎バージョン11又はワード2000」等））を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとします。

- ① 取扱職種の範囲等
- ② 手数料に関する事項
- ③ 苦情の処理に関する事項
- ④ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限り、）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

## 4 技能実習に係る申請について

### (1) 背景

技能実習制度については、平成21年7月15日の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律79号）」（以下、「入管法」という。）の改正により、技能実習生と実習を実施する機関との間における雇用契約の成立をあっせんする機関については、職業紹介事業の許可の取得又は届出を行う必要が生じたところです。

### (2) 許可・届出について

技能実習に係る職業紹介事業の申請については、有料職業紹介事業の許可、無料職業紹介事業の許可及び届出があります。

#### ① 無料職業紹介事業の届出について

以下のイ～ハにすべて該当する法人については、届出により職業紹介事業を行うことができます。

イ 特別の法律に基づいて設立された以下の法人で、構成員の数が10以上のもの

- ・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ・水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業共同組合連合会
- ・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合、事業協同組合連合会又は中小企業団体中央会
- ・商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所
- ・中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合
- ・商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会
- ・森林組合法（昭和53年法律第35号）の規定により設立された森林組合

ロ 当該法人の直接若しくは間接の構成員を求人者とするもの

ハ 職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行うもの

#### ② 有料及び無料職業紹介事業の許可について

①のイ、ロ、ハのうちいずれか一つでも該当しない項目がある場合に許可が必要になります。

そのうち、ハに該当しない場合は有料職業紹介事業の許可が必要になります。

### (3) 技能実習に係る職業紹介事業者が講ずべき措置及びその主な留意点等

- ・取扱職種の範囲等の届出について

求人者及び求職者の範囲を技能実習に係るものに限定する場合には、管轄都道

府県労働局を経由して厚生労働大臣へ届出なければなりません（法第32条の12、則第24条の4）。

この届出は、必須のものではありませんが、この届出をしない場合には、法第5条の5の規定による求人受理義務、法第5条の6の規定による求職受理義務が技能実習に関係のないものについても課されることになります。

取扱職種の範囲等の定め方はあらかじめ特定されてはいませんが、技能実習に係る申請については以下の記載例をご参照ください。

（記載例）

職種 全職種

地域 国内、中華人民共和国

その他 出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る職業紹介  
求人者は組合の組合員に限る

## 5 職業紹介事業開始以降の手続き等は

### (1) 事業主が行政に対して行う必要のある手続

職業紹介事業の許可を受けた後、当該許可を受けた事業主は次の手続を管轄都道府県労働局に行わなければなりません。

#### イ 許可有効期間の更新申請

有料職業紹介事業の許可の有効期間は、新規については3年、更新については5年となります。

また、無料職業紹介事業の許可の有効期間は、新規、更新ともに5年となります。

両事業とも許可の有効期間が満了したときにはこの許可は失効することになりますので、引き続き職業紹介事業を行おうとする場合には、許可の有効期間の満了する日の30日前までに「職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第1号)」を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。この際、有料職業紹介事業の場合には、許可有効期間更新申請書に、手数料として更新を受けようとする事業所1事業所当たり1万8千円の収入印紙を添付する必要がありますが、都道府県労働局の指示に従ってください。なお、収入印紙が消印された後は手数料は返還されません。

※有料及び無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準は有料及び無料職業紹介事業の許可基準と同様ですが、同許可基準の1の(1)の500万円とあるのは350万円と読み替えて適用し、同許可基準の1の(2)は適用しないものとします。

#### [添付書類]

|                          |                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業計画に関する書類           | 有料又は無料職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介事業計画書(様式第2号)                                                                                                                                                        |
| (2) 法人に関する書類             | 有料又は無料の許可申請書の添付書類(第1の1の(1)のニ又は第1の2の(1)のハに記載する添付書類を参照)のうち、①の書類(変更があった場合に限り)                                                                                                                   |
| (3) 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類 | 有料又は無料の許可申請書の添付書類(第1の1の(1)のニ又は第1の2の(1)のハに記載する添付書類を参照)の②のうち、代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書(代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。なお、営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面(未成年者に係る登記事項証明書。)(変更があった場合に限り) |
| (4) 資産に関する書類             | 有料又は無料の許可申請書の添付書類(第1の1の(1)のニ又は第1の2の(1)のハに記載する添付書類を参照)のうち、③の書類(資金に関する書類を除く)                                                                                                                   |

ロ 変更に関する届出

次の事項を変更した者は、(8)及び(9)に掲げる事項の変更の届出にあつては、その事実の発生の翌日から起算して30日以内、その他の事項の変更の届出にあつては、その事実の発生日の翌日から起算して10日以内に、有料・無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）を添付書類とともに、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

| 変更の届出を要する事項                   | 添付書類                                                                                                                            |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業者の氏名又は名称の変更             | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①の書類、個人の場合②の書類                                                                                         |
| (2) 事業者の住所の変更                 | 〃                                                                                                                               |
| (3) 法人の代表者の氏名の変更              | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち①（法人の登記事項証明書に限る）及び②の書類                                                                                      |
| (4) 法人の役員の氏名の変更               | 〃                                                                                                                               |
| (5) 法人の役員の住所の変更               | 〃                                                                                                                               |
| (6) 事業所の名称の変更                 | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①の書類                                                                                                   |
| (7) 事業所の所在地の変更                | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①及び⑥の書類、個人の場合⑥の書類                                                                                      |
| (8) 職業紹介責任者の氏名の変更             | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち②の書類                                                                                                        |
| (9) 職業紹介責任者の住所の変更             | 〃                                                                                                                               |
| (10) 事業所の新設（事業所における職業紹介事業の開始） | 有料又は無料の職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介事業計画書<br>有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち、②（職業紹介責任者に係るものに限る。）、③（許可条件通知書に記載された資産要件（事業所数の上限）を超えて新設する場合に限る）④、⑤及び⑥の書類 |
| (11) 事業所の廃止（事業所における職業紹介事業の廃止） | 廃止する事業所の許可証                                                                                                                     |
| (12) 兼業の変更に関する書類              | 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち①の書類                                                                                                        |
| (13) 取次機関の変更                  | 有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち⑨又は無料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち⑧の書類、及び取次機関に関する申告書（通達様式第10号）                                                       |

- ※ 職業紹介責任者に係る添付書類については、職業紹介事業者が、職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、履歴書（職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書）を添付する必要はありません。

ハ 職業紹介事業の取扱職種の範囲等の変更等

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を変更した場合、変更後の取扱職種の範囲等（職業・地域等）を職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければなりません。

ニ 届出制手数料の変更（有料職業紹介事業のみ）

届出制手数料を変更しようとする者は、事前に届出制手数料変更届出書（様式第3号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければなりません。

ホ 廃止の届出

有効期間内に事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に職業紹介事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて職業紹介事業廃止届（様式第7号）を管轄都道府県労働局に提出しなければなりません。

ヘ 事業所の追加に関する手続

新たに職業紹介事業を行う事業所を設置するときは、職業紹介事業変更届出書を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出ることにより、行うことができます。添付書類については、ロの(10)を参照ください。

ト 職業紹介事業報告

毎年4月30日までに前年度における職業紹介事業を行う全ての事業所ごとの職業紹介事業の状況を報告書にまとめ正本一通及びその写し二通を作成し、管轄都道府県労働局に提出してください。

チ 個人事業主が死亡した場合

職業紹介事業を行う個人事業主が死亡した場合には、死亡の日から10日以内に職業紹介事業代表者等死亡届（通達様式第13号）を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。この届出がなされた場合には、死亡の日から1か月間職業紹介責任者又は届出者（家族、従事者又は求職登録者）の責任において事業の継続が認められます。

また、この1か月のうちに引き続き事業を行おうとする者から新規の許可申請が行われた場合には、許可処分が通知される日まで職業紹介責任者又は届出者の責任において事業の継続が認められます。

なお、個人事業主の死亡に伴い、職業紹介事業を継続しない場合は、職業紹介事業代表者死亡届を提出する必要はありません。

ト 法人の合併等の取扱い

法人の合併等の際し、消滅する法人が職業紹介事業を行っている事業所を有しており、合併後存続する法人又は合併により新たに設立される法人が、その事業所において、引き続き職業紹介事業を行おうとする場合等には、許可申請等の手続を行う必要があります。

この場合の許可申請に当たって、合併前に既許可の際審査済みの添付書類のうち変更がないものは省略して差し支えありません。

なお、合併後の法人が有することとなる職業紹介事業所の数に応じ財産的基礎に関する要件（「有料職業紹介事業の許可基準」1の(1)）を満たす必要はありません。

① 吸収合併の場合の取扱い

- a 合併後存続する法人において有料職業紹介事業を行う場合、消滅する法人において職業紹介事業の許可を有していたが、存続法人において許可を有していないのであれば、新規許可申請が必要になります。

この場合、職業紹介事業の許可の期間に空白を生じること为了避免するため、合併の日付と同日付けで許可することが可能となるよう、合併を議決した株主総会議事録等合併を確実に行われることを確認できる書類を添付して、存続法人が事前に許可申請を行うようにしてください。

なお、事業開始日までに法人の名称、住所、代表者、役員、職業紹介責任者を変更するときは、申請書には変更後のものを記載し、変更した後直ちに申請内容に相違がなかったことを報告してください。

- b 合併後に職業紹介事業を行う事業所のうち、存続法人が職業紹介事業の許可を有していたときは、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行ってください。

- c 合併するすべての法人が職業紹介事業の許可を有している場合は、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行ってください。

なお、合併に際し新たに職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、ロの(10)の手続きが必要です。

② 新設合併の場合の取扱い

- a 新設合併の場合（合併する法人がすべて解散し、それと同時に新法人が設立される場合）には、合併後に職業紹介事業を行うときは、新規許可申請が必要です。

この場合、①のaと同様の手続により事前に許可申請を行うこととなりますが、申請時には新法人の主体がないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新法人設立後、予定どおり設立された旨を報告してください。

- b なお、新設合併する法人がすべて職業紹介事業の許可を有している場合は、①のcに準じて取り扱うこととする。

③ 一般労働者派遣事業を行う法人と合併する場合の取扱い

職業紹介事業の許可を有する法人と一般労働者派遣事業を行っている事業所を有する法人が合併するときであって、職業紹介事業の許可を有する法人が消滅する場合は、新規許可申請が必要となります。職業紹介事業の許可を有する法人が存続する場合は、合併後、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等が変更したときは、変更の届出を行う必要があります。

④ 営業譲渡、譲受の場合の取扱い

①に準じた取扱いとなります。



⑤ 会社分割の場合

a 新設分割の場合

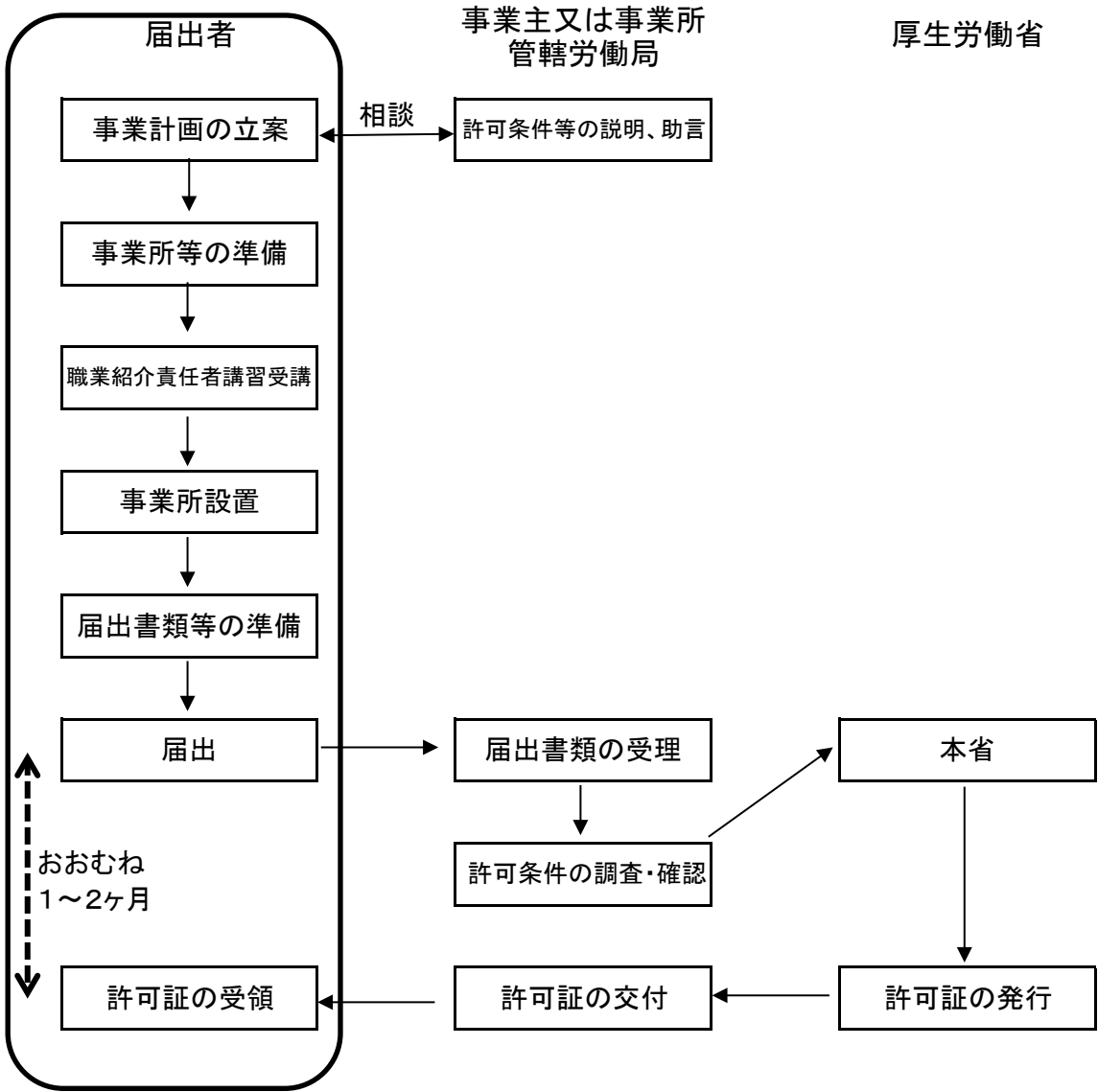
分割により新たに創設した法人（以下「分割新設法人」といいます。）に、分割する法人の営業を承継させる新設分割（商法第 373 条）の場合には、分割する法人が職業紹介事業の許可を有している場合であっても、分割新設法人が職業紹介事業を行う場合は新規許可申請が必要となり、②の a に準じて取り扱います。

b 吸収分割の場合

既に存在する他の法人に、分割する法人の営業を承継させる吸収分割の場合には、①に準じて取り扱います。

# 事業所新設までのプロセス

## ■ 変更届出から許可証交付までの流れ



## 第2 職業紹介事業の概要

### 1 職業紹介とは

職業紹介とは、職業安定法（以下「法」という。）第4条第1項において、「①求人及び②求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における③雇用関係の成立を④あっせんすることをいう。」と定義されています。

この定義でいう用語の意味は次のとおりです。

① 求人

報酬を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めることをいいます。

② 求職

報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいいます。

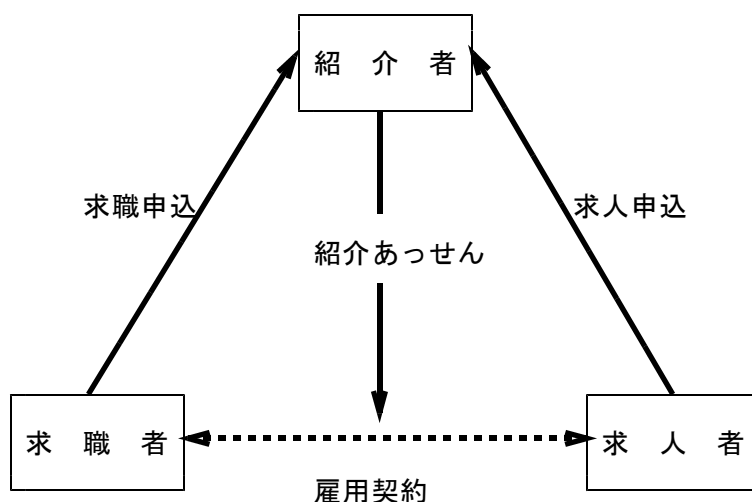
③ 雇用関係

報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係をいいます。

④ あっせん

求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすることをいいます。

[職業紹介]



## 2 職業紹介事業の種類は

職業紹介事業の種類には、次の２種類があります。

### (1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。

有料職業紹介事業は、職業安定法(以下「法」といいます。)第３２条の１１の規定により求職者に紹介してはならないものとされている職業（具体的には港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業がこれに当たります。）以外の職業について、法第３０条第１項の厚生労働大臣の許可を受けて行うことができます。

### (2) 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介事業をいいます。

無料職業紹介事業は、

- ① 一般の方が行う場合には法第３３条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、
- ② 学校教育法第１条の規定による学校、専修学校等の施設の長が行う場合には法第３３条の２の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、
- ③ 商工会議所等特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものが行う場合には法第３３条の３の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、
- ④ 地方公共団体が行う場合には法第３３条の４の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、

無料職業紹介事業を行うことができます。

なお、このパンフレットにおいては、①の許可を得て行う場合について説明します。

### 3 その他の労働力需給調整システム

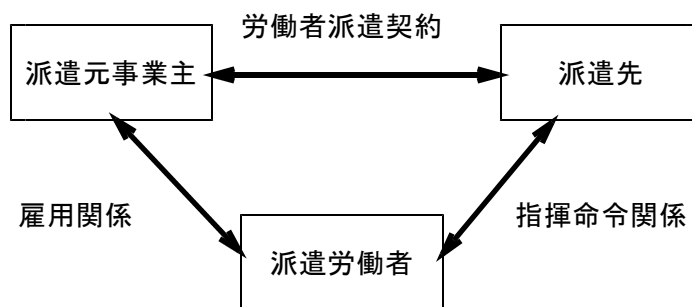
#### (1) 労働者派遣事業

労働者派遣法は、労働者派遣を「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。」（第2条第1号）と定義しています。

したがって、下図に示すように、労働者派遣における派遣元、派遣先及び派遣労働者の三者間の関係は、①派遣元と労働者との間に雇用関係があり、②派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、この契約に基づいて派遣元が派遣先に労働者を派遣し、③派遣先は労働者を指揮命令するというものです。

労働者派遣事業は、従来、労働者供給事業として禁止されていたもののなかから取り出して法制化されたもので、労働者派遣法の制定と同時に行われた職業安定法の改正により、昭和61年7月以降、労働者派遣は、労働者供給には含まれないものとされています。

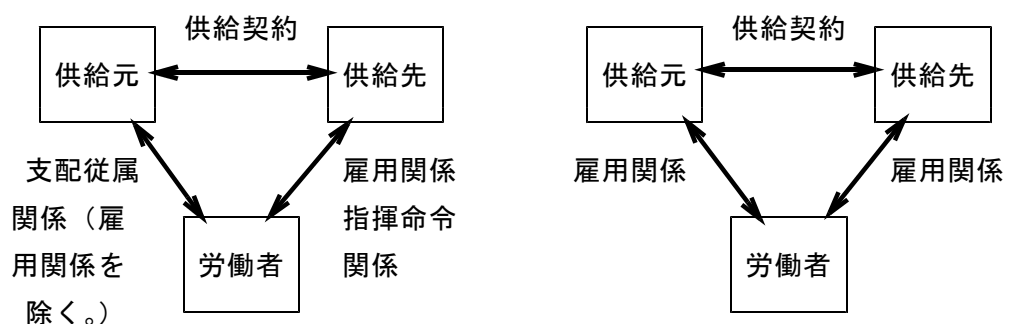
#### [労働者派遣事業]



#### (2) 労働者供給事業

労働者供給とは、供給契約に基づき労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものは含まれません。労働者供給事業は、労働組合法の労働組合、職員団体、労働組合の団体等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合のほかは、全面的に禁止されています（法第44条）。

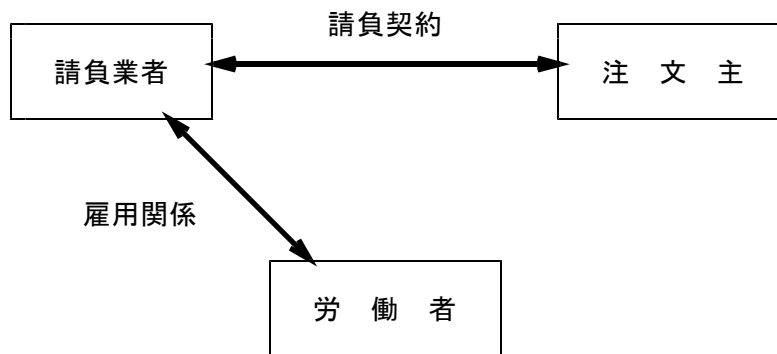
#### [労働者供給事業]



## ※ 請負事業

請負により行われる事業は、自由に行うことができます。しかし、その形態が労働者派遣事業又は労働者供給事業に類似する場合があるため、次のような区分で判断されています。

### 〔請負により行われる事業〕



イ 労働者派遣事業については、請負により行われる事業との関係が問題になりますが、この区分を明確に判断することができるよう、次のような「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）が定められています。

### 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の概要

- I 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。
- 1 次のいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。
    - (1) 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
      - ① 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
      - ② 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
    - (2) 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
      - ① 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。
      - ② 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる

把握を除く。)を自ら行うこと。

(3) 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

2 次のいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

(1) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

(2) 業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

(3) 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

① 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

② 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

Ⅱ Iの1及び2のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

ロ 請負事業と労働者供給事業との区分に関する要件は、次のとおりです（職業安定法施行規則（以下「則」といいます。）第4条）。

① 作業の完成について、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

② 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

③ 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

④ 自らが提供する機械、設備、器材やその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画や専門的な技術・経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

職業紹介事業、労働者派遣事業、労働者供給事業については、それぞれの許可等の基準を満たしたものが、許可等を受けた場合に行うことができます。

## 4 紹介予定派遣とは

紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、労働者派遣事業と職業紹介事業の双方の許可を受け又は届出をした者が、派遣労働者・派遣先の間の雇用関係の成立のあつせん（職業紹介）を行い、又は行うことを予定してするものです。

紹介予定派遣については「労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手続マニュアル－」に記載されていますのでご覧下さい。



### 第 3 職業紹介事業の運営

#### 1 有料職業紹介事業の取扱範囲は

有料職業紹介事業の対象となる取扱職業の範囲は、港湾運送業務（港湾労働法第 2 条第 2 号に規定する港湾運送の業務又は同条第 1 号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として命令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業以外の職業です。（法第 32 条の 11）

なお、この厚生労働省令で定める職業は、現在定められていません。

## 2 職業紹介事業の運営に当たり留意すべき事項についての指針

職業紹介事業者は、以下のとおり、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）が定められていますので、これを遵守して適切に事業を運営してください。

### 第1 趣旨

この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第3条、第5条の3、第5条の4、第33条の6及び第42条に定める事項等に関し、職業紹介事業者、労働者募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第五条の四の規定により職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき職業紹介事業者等が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。

### 第2 法第3条に関する事項（均等待遇）

#### 1 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第23条に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第48条の4第1項に基づく労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

#### 2 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第5条の規

定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第3条の趣旨に反するものであること。

第3 法第5条の3及び法第42条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の的確な表示）

職業紹介事業者等は、法第5条の3第1項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、その者が従事すべき業務の内容及び労働条件（以下「労働条件等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- 1 明示する労働条件等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
- 2 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、労働条件等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
- 3 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- 4 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。
- 5 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。
- 6 明示する労働条件等の内容が労働契約締結時の労働条件等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、労働条件等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。
- 7 労働者の募集を行う者は、労働条件等の明示を行うに当たって労働条件等の事項の一部を別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

第4 法第5条の4に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）

1 個人情報の収集、保管及び使用

- (1) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。

ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(2) 職業紹介事業者等は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で 本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めること。

(4) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。

ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

2 個人情報の適正な管理

(1) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。なお、有料職業紹介事業者は特に厳重な管理を行わなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(4) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

### 3 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1 及び 2 に定めるもののほか、職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第 4 章第 1 節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

## 第 5 法第 33 条の 6 に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

### 1 職業安定機関等との連携

#### (1) 職業安定機関との連携

職業紹介等事業者は、求人、求職等の内容がその業務の範囲外にあると認めるときには、公共職業安定所の利用を勧奨する等適切に対応すること。また、職業紹介等事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

#### (2) 学校との連携

職業紹介事業者（法第 33 条の 2 第 1 項の規定による届出をして職業紹介事業を行う学校を除く。）は、高等学校、中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者に対する職業紹介を行うに当たっては、学校との連携に関し、次に掲げる事項に留意すること。

イ 生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。

ロ 職業紹介事業者が行う職業紹介が、公共職業安定所及び学校が行う新規学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものとなるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。

ハ その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。

### 2 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

### 3 求職者等からの苦情の適切な処理

職業紹介事業者等は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

#### 4 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。

また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があること。

#### 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第18条の2第1項に規定する理由の適切な提示

職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第6条の5第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第18条の2第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこと。

## 個人情報の収集に係る職業安定法の遵守、公正な採用選考の推進について・・・

- ◆ 職業紹介事業者は、職業安定法及び指針の内容を十分に理解したうえで、求職者等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処することが求められます。
- ◆ 職業紹介事業者は、求人者による就職差別が生じないよう必要な働きかけ、啓発などにも積極的に努めることが求められます。
- ◆ 職業紹介事業者は、自らも同和問題などの人権問題や公正な採用選考のあり方についての正しい理解と認識のもとに職業紹介事業を運営することが求められます。

- 職業紹介事業者は、職業安定法及び指針の規定により、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合を除き、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等の個人情報を収集してはならないこととされています。
- 職業紹介事業者は、労働力需給システムの一翼としての社会的責務に十分留意するとともに、求職者等から、悪質な就職差別事案、職業安定法、指針等違反又はその趣旨に反すると疑われる行為などであって行政機関による対処が必要な苦情等を受けた場合には、ただちに公共職業安定所、都道府県労働局その他関係行政機関との連携を図り、当該事案に対して迅速かつ適切に対応する必要があります。  
また、職業紹介事業者は、求人者による就職差別が生じないよう必要な働きかけ、啓発等にも積極的に努めることが求められます。
- 職業紹介事業者は、安定法指針等の重要性やその遵守等について、継続的に関係社員への研修・啓発を行うとともに、適切な苦情処理などに関する社内研修体制の確立にも努めてください。
- 職業紹介事業者は、雇用主としての側面にとどまらず、ハローワーク（公共職業安定所）と同様に労働力需給調整システムの一翼としての社会的責務を負っています。このため、自らも公正採用選考人権啓発推進員の設置に積極的に取り組んでください。

### <公正採用選考人権啓発推進員とは>

#### 1 目的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが重要です。このため、一定規模以上の事業所を中心に公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対して計画的・継続的な研修等を行うことにより、当該事業所における公正採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的としています。

#### 2 推進員の役割など

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任することとなっており、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすことになっています。

- ① 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- ② 職業安定行政機関との連携に関すること。
- ③ その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

また、推進員に対しては、都道府県労働局職業安定主務課及び公共職業安定所において、その役割を果たすために必要な研修等を実施しており、また、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請することとしています。

#### 3 推進員設置対象事業所

常時使用する従業員が100人（※）規模以上の事業所等にはすべて設置していただくことになっています。

※ 地域の実情に応じて更にきめ細かく人数規模要件を定めている都道府県もあります。

#### 4 推進員の選任

推進員を選任した場合には、公共職業安定所に報告していただくことになっています。

推進員制度の詳細については、都道府県労働局職業安定主務課又は公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

### 3 有料職業紹介事業者が徴収することができる手数料

#### (1) 原則

有料職業紹介事業を行う者は、法第32条の3第1項第1号（受付手数料及び上限制手数料）及び第2号（届出制手数料）並びに第2項（求職者手数料）並びに則附則第4項（経過措置による求職受付手数料）にかかる手数料のほか、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはいけません。

なお、一の事業者が取扱分野に応じて上限制手数料と届出制手数料とを併用することは差し支えありません（ただし、同一の者に対して併用して徴収することはできません。）。

#### (2) 受付手数料

##### イ 求人受付手数料

求人の申込みを受理した場合は、1件につき670円を限度として、求人者から受付手数料を徴収することができます。これについては、手数料表の届出は不要であり、(3)の上限制手数料と組み合わせて徴収することとなっています。このため、この求人受付手数料と(4)の届出制手数料を組み合わせて徴収することはできません。

ただし、消費税法第9条第1項本文適用事業者（以下「免税事業者」という。）は、1件につき650円が限度となっています。

##### ロ 求職受付手数料（経過措置）

芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申し込みを受理した場合は、当分の間1件につき670円（免税事業者は650円）を限度として、求職者から受付手数料を徴収することができます。（法第32条の3第2項ただし書き、則附則第4項）。

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあっては、1箇月につき3件分に相当する額を限度とします。

##### （注1）取扱職種の範囲等の定め

取扱職種の範囲等の定めとの関連で、求職受付手数料については、「求職受付時点におけるもの」とされており、複数の職業を扱う事業所の場合、当該手数料を徴収できる6職業の限定的受付であることを特定しておく必要があります。



例えば、「家政婦(夫)の職業」と「販売の職業」を扱う場合にあっては、前者の求職者を特定する必要があり、例えば求職票について「家政婦(夫)の職業」と「販売の職業」といったような限定を行わない場合、求職受付手数料は徴収できません。

### (3) 上限制手数料

#### イ 徴収手続等

- (イ) 徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降、求人者又は関係雇用主（求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主又は雇用主であった者。以下同じ）から徴収することができます。
- (ロ) 手数料を支払う者に対し、必要な清算の措置を講ずることを約して徴収する場合には、求人者の申込み受理以降又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込み受理以降徴収することができます。
- (ハ) 手数料の最高額は、求人者及び関係事業主の双方から徴収しようとする場合にあっては、その合計について適用されます。

#### ロ 手数料の最高額

次の額を限度として徴収することができます。

- (イ) 支払われた賃金額の100分の10.5（免税事業者は10.2）に相当する額（次の(ロ)及び(ハ)の場合を除く。）
- (ロ) 同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合（次の(ハ)の場合を除く。）にあっては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の10.5（免税事業者は10.2）に相当する額
- (ハ) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合にあっては、次のa及びbのうちいずれか大きい額
  - a 6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の10.5（免税事業者は10.2）に相当する額
  - b 6箇月間の雇用について支払われた賃金額から、臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.2（免税業者は13.7）に相当する額

### (4) 届出制手数料

#### イ 徴収手続等

- (イ) 求人者の申込みを受理した時以降又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用してい

た者の求職の申込みを受理した時以降、求人者又は関係雇用主から徴収することができます。

- (ロ) 手数料の額は、求人者及び関係雇用主の双方から徴収しようとする場合にあっては、その合計について適用されます。

ロ 手数料の額

厚生労働大臣に届け出た手数料表の額を徴収することができます。ただし、届け出された手数料表に基づく手数料が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき又は手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより当該手数料が著しく不当であると認められるときは、変更命令が発出されます。(法第32条の3第4項)。

(5) 求職者手数料

イ 徴収の対象となる役務

「芸能家」及び「モデル」並びに「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業について、その求職者より徴収できます。

ただし、「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業に係る求職者については、紹介により就職したこれらの職業に係る賃金の額が、年収700万円又はこれに相当する額を超える場合に限られます。

「これに相当する額を超える場合」については、例えば、短期の雇用契約が締結された場合で、月収60万円のときは、年収に換算すると720万円となり、「これに相当する額を超える場合」となります。

ロ 徴収手続等

上記(3)の求人者等に対する上限制手数料と同様の手続により、また同じ限度額の範囲内で徴収できます。(ただし、(3)のロの(ハ)のbの額を徴収することはできません。)

(6) 常用目的紹介に係る手数料

当初求人者と求職者との間で期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結させ、その契約の終了後引き続き、両当事者間で期間の定めのない雇用契約（以下「常用雇用契約」という。）を締結させることを目的として行われる職業紹介を「常用目的紹介」といいます。

- イ 求人者と求職者との間で有期雇用契約が締結された場合及び当該契約の終了後改めて当該契約に引き続く契約として常用雇用契約が締結された場合のそれぞれの契約に係る手数

料は、次のとおりです。

(イ) 有料職業紹介事業者が上限制手数料を採用している場合は、手数料の最高額の範囲内の手数料とすることができます。

(ロ) 有料職業紹介事業者が届出制手数料を採用している場合は、届出を行った手数料表に基づく手数料とすることができます。

なお、この場合において、有期雇用契約に係る雇用期間が6か月であるときの手数料表としては、例えば、次のようなものが考えられます。

① 当初の有期雇用契約については、支払われた賃金の一定割合（例えば100分の10）に相当する額とする。

② 常用雇用契約については、当初の職業紹介から6月経過後1年経過時点までの間に支払われた賃金の一定割合（例えば100分の30）に相当する額とする。

なお、常用雇用契約に係る手数料は、有期雇用契約終了後に常用雇用契約が締結される場合について設定されるものです。

ロ 常用目的紹介については、手数料のほか、以下の点に留意する必要があります。

(イ) 常用目的紹介に当たっての法第5条の3に基づく労働条件の明示については、求職者に係る労働条件が最初に設定されることとなる有期雇用契約について行わなければなりません。

(ロ) 求職者が有期雇用契約後の常用雇用契約において予定される求人条件（以下「予定求人条件」という。）の提示を希望する場合には、当事者の計画的対応を可能にするとともに、トラブル発生の未然防止に資することとなることから、予定求人条件について、以下の事項を記載した書面を交付して提示すべきです。

① 予定求人条件は職業安定法第5条の3に基づき明示するものではないこと

② 予定求人条件はあくまで予定であり、常用雇用契約が締結されないことがあり、かつ、締結された場合でも、その内容が異なるものになる可能性があること

③ 予定求人条件の内容（例えば、当該企業における同種の労働者に係る労働条件等、中途採用者の初年度の労働条件等が考えられる。）

なお、法第5条の3に基づく労働条件の明示は常用雇用契約を対象とはしていないことから、予定求人条件は法第5条の3に基づき明示するものとはならないものです。

ハ 常用雇用契約はあくまで有期雇用契約後に締結されるものであることから、試用期間を設けることは適当ではありません。

ニ 雇用主（求人者）が有期雇用契約の終了後の常用雇用契約の締結を拒否する場合は、その理由を労働者（求職者）に明示することが適当です。

**(7) 取扱職種の範囲等の明示（法第32条の13）**

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、求人の申し込み又は求職の申し込みを受理した後、速やかに書面の交付の方法又は電子メール（書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法を希望する場合に限られます。）を利用することにより明示しなければなりません。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ該当書面を交付することができない場合において、当該明示すべき事項を書面以外の方法により明示したときは、この限りではありません。

- ① 取扱職種の範囲等
- ② 手数料に関する事項
- ③ 苦情の処理に関する事項
- ④ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限ります。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

なお、②については、手数料表を明示することとなりますが、求職受付手数料を徴収する事業所にあつては、この中に当該手数料を徴収することとなる職業（芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキン）及び当該手数料を徴収する旨が記載されている必要があります。

またこの場合において、則附則第4項に規定する「家政婦」とは家政夫を含むものであり、手数料表の中に記載するときには「家政婦・家政夫」、又は「家政婦（夫）」とする必要があります。

## 4 職業紹介事業所が備え付けるべき帳簿書類は

### (1) 有料職業紹介事業所が備え付けるべき帳簿書類

- ・ 求人求職管理簿
- ・ 手数料管理簿

### (2) 無料職業紹介事業所が備え付けるべき帳簿書類

- ・ 求人求職管理簿

### (3) 帳簿書類の様式

(1) 及び(2)の帳簿書類には次の事項を記載しておかなければなりません。ただし、様式については任意のものを使用して差し支えありません。

#### イ 求人求職管理簿

##### (イ) 求人に関する事項

##### ① 求人者の氏名又は名称

求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。

##### ② 求人者の所在地

求人者の所在地を記載すること。

##### ③ 求人に係る連絡先

求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。

##### ④ 求人受付年月日

求人を受け付けた年月日を記載すること。

なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨記載すること。

##### ⑤ 求人の有効期間

求人の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。

なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。

##### ⑥ 求人数

当該求人として、募集する労働者の人数を記載すること。

##### ⑦ 求人に係る職種

当該求人により雇い入れられた労働者が従事する業務の職種を記載すること。

##### ⑧ 求人に係る就業場所

当該求人により雇い入れられた労働者が業務に従事する場所を記載すること。

##### ⑨ 求人に係る雇用期間

当該求人により雇い入れられた労働者の雇用期間を記載すること。

⑩求人に係る賃金

当該求人により雇い入れられた労働者の賃金を記載すること。

求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。

なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。

賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。

⑪職業紹介の取扱状況

当該求人に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日も記載すること。

(ロ) 求職に関する事項

①求職者の氏名

求職者の氏名を記載すること。

②求職者の住所

求職者の住所を記載すること。

③求職者の生年月日

求職者の生年月日を記載すること

年齢によっては、労働基準法上、就業に関する制限があるので留意すること。

④求職者の希望職種

求職者の希望する職種を記載すること。

求職者の希望職種によっては、受付手数料を徴収することも可能であること。

⑤求職受付年月日

求職を受け付けた年月日を記載すること。

⑥求職の有効期間

求職の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。

なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくこと。

⑦職業紹介の取扱状況

当該求職者に求人をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくこと。）、採用・不採用の顛末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日も記載すること。

ロ 手数料管理簿

①手数料を支払う者の氏名又は名称

求人者、関係雇用主又は求職者のうちの手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。

なお、求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載すること。

②徴収年月日

手数料の支払いが行われた年月日を記載すること。

③手数料の種類

求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料の種類を記載すること。

④手数料の額

徴収した手数料の額を記載すること。第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額がわかるよう記載すること。

⑤手数料の算出根拠

手数料の算出根拠となった賃金、割合等がわかるよう記載すること。

(4) 帳簿書類の保存期間

保存期間は、求人求職管理簿については求人又は求職の有効期間の終了後、手数料管理簿については手数料の徴収完了後、2年間とする。

## 5 年齢制限を行う求人の申込みへの対応について

職業紹介事業者は、雇用対策法（以下「雇対法」という。）第10条による募集・採用時における年齢制限の禁止に基づき、同法施行規則第1条の3第1項に定める例外事由により年齢制限を行う場合には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齡法」という。）第18条の2第1項に基づいて、当該理由を求職者に対して、適切に提示しなければなりません。

また、職業紹介事業者は、その趣旨に沿った事業運営を行うため、以下に掲げる措置を講じなければなりません。

### (1) 求人票、求人申込書等の整備

求人票、求人申込書等について、年齢制限の理由を記載することが可能な欄を設ける等所要の整備を図る必要があります（特記事項欄等の活用も可。）。

### (2) 求人の申込みへの対応

年齢制限を行う求人の申込みがあった場合は、次に掲げる措置を講じてください。

#### a 内容の確認等

当該求人の申込みの内容が雇対法第10条及び高齡法第18条の2第1項に違反するものでないか必要な確認を行ってください。

なお、やむを得ない理由については、雇対法施行規則第1条の3第1項各号において定められた例外事由である必要があります。

また、高齡法第18条の2の趣旨にかんがみ、求人事業主は、雇対法施行規則第1条の3第1項各号に列挙されたいずれかの場合に該当することを単に示す（対応する条文を記載する等）だけではなく、当該労働者の募集及び採用にあたって年齢制限を行う具体的な理由を示す必要があることに留意する必要があります。このため、職業紹介事業者にあっては、年齢制限を行う事業主に対し具体的な理由を示すよう求めてください。

#### b 雇対法第10条又は高齡法第18条の2第1項違反の求人の申込みへの対応

(a) 求人の申込みの内容が雇対法第10条若しくは高齡法第18条の2第1項に違反するものであることが疑われる場合又は違反するものであると認められる場合には、受理を行わず、当該事業主に対して、雇用対策法第10条及び高齡法第18条の2の趣旨等の説明し、当該求人の申込みの内容を是正するよう働きかけを行ってください。

(b) (a)の働きかけにもかかわらず、雇対法第10条及び高齡法第18条の2第1項に違反する求人内容が是正されない場には、受理を行わず、管轄の公共職業安定所に対して情報提供を行ってください。

(c) 上記(b)の情報提供を行った場合、公共職業安定所から「勧告等結果報告書」若しくは「是正結果報告書」の提供が行われるので、これに基づいて適切に対応してください。

#### c 雇対法施行規則第1条の3第2項への対応

雇対法施行規則第1条の3第2項の趣旨に基づき、募集及び採用に係る職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度など、労働者が応募するにあたり求められる事項をできる限り明示してください。

#### d 職業安定法に基づく指導等

求人の申込みについて、これらの措置を講ずることなく申込みを受理し、職業紹介を行ったり、雇対法第10条及び高齡法第18条の2第1項に基づく求人の申込みをしているにもかかわらず適切に提示していない、又は、これらの規定に違反する内容の求人の申込みについて繰り返し申込みを受理し職業紹介を行う等悪質な場合には、行政指導等の対象となる可能性があります。

●雇用対策法（昭和41年法律第132号）（抄）



(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第10条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

●雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）（抄）

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

第1条の3 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

- ① 事業主が、その雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをしている場合において当該定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。
- ② 事業主が、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法令の規定により特定の年齢の範囲に属する労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢の範囲に属する労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。
- ③ 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。

イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。）。

ロ 当該事業主が雇用する特定の年齢の範囲に属する特定の職種の労働者（以下この項において「特定労働者」という。）の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

ハ 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき。

ニ 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

2 事業主は、法第十条に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその年齢にかかわらず、その有する能力を有効に発揮することができる職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度その他の労働者が応募するに当たり求められる事項をできる限り明示するものとする。

●高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）（抄）

(募集及び採用についての理由の提示等)

第18条の2 事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由<sup>\*1</sup>により一定の年齢（65歳以下のものに限る。）を下回ることを条件とするときは、求職者に対

し、厚生労働省令で定める方法<sup>※2</sup>により、当該理由<sup>※3</sup>を示さなければならない<sup>※4</sup>。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する理由の提示の有無又は当該理由の内容に関して必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※1 「やむを得ない理由」は、雇用対策法施行規則第1条の3第1項に定められています。

※2 「厚生労働省令で定める方法」については、当該理由を募集及び採用を行う際に使用する書面又は電磁的記録（求人票、公共職業安定所や職業紹介事業者に提出する求人申込書等）に記載する方法です（求人広告等を活用して労働者の募集及び採用をする場合など、一部方法の特例があります。）。

※3 「当該理由」とは、雇用対策法施行規則第1条の3第1項各号に列挙されたいずれかの場合に該当することを単に示す（対応する条文を記載する等）だけでなく、当該労働者の募集及び採用にあたって年齢制限を行う事業主に対し具体的な理由を示す必要があります。

※4 「示さなければならない」として、義務を定めており、「やむを得ない理由」を適切に提示しない事業主は、高年齢者雇用安定法第18条の2第2項の規定に基づき、公共職業安定所から、報告の徴収、助言、指導、勧告等の措置を受ける場合があります。

## 6 個人情報保護法の遵守等について

### (1) 概要

イ 職業紹介事業者による個人情報の適正な取扱いについては、職業安定法及び「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」において、求職者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められています（36ページ参照）。

また、同指針において、職業紹介事業者による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、職業安定法に基づく事業実施上の責務の一つとして、職業紹介事業者は、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこととされるとともに、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとされています。

ロ 個人情報保護法に違反した職業紹介事業者については、個人情報保護法に基づく助言等の対象になると同時に、職業安定法に基づく指導助言等の対象となることがあります。

### (2) 個人情報保護法における用語の定義等

#### イ 個人情報（個人情報保護法第2条第1項）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。

また、個人情報保護法に基づく措置の対象については、求職者以外の者の個人情報（例：求人者の担当者の個人情報等）も対象となるものであることに留意する必要があります。

#### ロ 個人情報データベース等（個人情報保護法第2条第2項）

個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいいます。

(イ) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(ロ) (イ)のほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

#### ハ 個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第3項）

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいいます。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人並びにその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者）は除かれます。

#### ニ 個人データ（個人情報保護法第2条第4項）

個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

#### ホ 保有個人データ（個人情報保護法第2条第5項）

保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、次に掲げるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいいます。

(イ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危

害が及ぶおそれがあるもの

- (ロ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - (ハ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - (ニ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- ヘ 本人（個人情報保護法第2条第6項）  
個人情報について本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

### (3) 職業紹介事業者が講ずべき措置及びその主な留意点等

#### ① 個人情報取扱事業者に該当する職業紹介事業者

##### イ 利用目的の特定（個人情報保護法第15条関係）

- ・ 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければなりません。
- ・ 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。
- ・ 職業紹介事業の実施に伴い収集等される求職者の個人情報については、職業安定法第5条の4第1項の趣旨から、「職業紹介業務」として利用目的を特定することが原則となります。

##### ロ 利用目的による制限（個人情報保護法第16条関係）

- ・ 原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、イにより特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。
- ・ 職業紹介事業の実施に伴い収集等される求職者の個人情報については、職業紹介業務に利用目的が限定されるものであり、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は、基本的に想定されません。

##### ハ 適正な取得（個人情報保護法第17条関係）

- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。
- ・ 求職者の個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によることが必要です。

##### ニ 取得に際しての利用目的の通知等（個人情報保護法第18条関係）

- ・ 原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければなりません。
- ・ このため職業紹介事業者にあつては、ホームページへの掲載、事業所の窓口等への掲示・備付け、パンフレット等の配布等により、あらかじめその利用目的を公表しておくことが望ましいものです。
- ・ また、トラブル防止等の観点からは、求職申込書、アンケート調査票等本人から直接個人情報を取得する書面には、当該書面により取得される個人情報の利用目的を併せて記載する等により、当該利用目的が明示されるようにしておくことが望ましいものです。

##### ホ データ内容の正確性の確保（個人情報保護法第19条関係）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。
- ・ 保有する個人データを一律に最新化することを求めるものではなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保することが必要です。

##### ヘ 安全管理措置（個人情報保護法第20条関係）

取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

ト 従業者の監督（個人情報保護法第21条関係）

- ・ 従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ・ 「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業主の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、事業主と雇用関係にある労働者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者、取締役等も含まれます。

チ 委託先の監督（個人情報保護法第22条関係）

- ・ 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ・ 必要かつ適切な監督には、委託先が行うべき必要かつ適切な安全管理措置の内容を委託契約に盛り込むこと、当該安全管理措置の内容が遵守されていることを定期的に確認すること等が含まれます。

リ 第三者提供の制限（個人情報保護法第23条関係）

- ・ 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません。
  - a 法令に基づく場合
  - b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - c 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - d 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・ ただし、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができます。
  - a 第三者への提供を利用目的とすること。
  - b 第三者に提供される個人データの項目
  - c 第三者への提供の手段又は方法
  - d 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- ・ 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しません。
  - a 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - b 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - c 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- ・ 求人者に対して求職者の個人データを示す行為は、「第三者提供」に該当します。また、同

一事業主内での他部門への個人データの提供は、「第三者提供」に該当しませんが、親子会社間、グループ会社間等での個人データの交換については、「第三者提供」に該当します。

- ・ 第三者に個人データが提供されることについての本人の同意を得る場合においては、例えば、求職申込書に、求人者に提供されることとなる個人データが求人者に提供されることに関する同意欄を設けること等により、必ず求職者から同意をあらかじめ得るようにすることが必要となります。なお、この同意の取得の方法は、特段の要式行為とされているものではありませんが、トラブル防止等の観点からも、書面による取得など事後に同意の事実を確認できるような形で行うことが望ましいものです。

ヌ 保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法第24条）

- ・ 保有個人データに関し、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、すべての保有個人データの利用目的（例外あり）、開示・訂正等・利用停止等の手続、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。）に置かなければなりません。
- ・ 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。）とは、例えば、ホームページへの掲載、事業所の窓口等への掲示・備付け等の「公表」が継続的に行われている状態、問い合わせ窓口において問い合わせに対応できる状態等をいいます。

ル 開示（個人情報保護法第25条）

- ・ 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければなりません。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。
  - a 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - b 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - c 他の法令に違反することとなる場合
- ・ 上記に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。
- ・ 保有個人データの中に能力評価等の情報が含まれている場合であって、開示することにより紹介等の業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるときについては、ルのbの「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当し得るものです。

ロ 訂正等（個人情報保護法第26条関係）

- ・ 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければなりません。
- ・ 上記に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含みます。）を通知しなければなりません。

ワ 利用停止等（個人情報保護法第27条関係）

- ・ 本人から、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法に違反して取り扱われているという理由又は個人情報保護法に違反して取得されたものであるという理由によって、当

該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければなりません。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

- ・ 本人から、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければなりません。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- ・ 上記に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

カ 理由の説明（個人情報保護法第28条関係）

本人から求められた開示・訂正等・利用停止等の措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければなりません。

コ 開示等の求めに応じる手続（個人情報保護法第29条）

開示・訂正等・利用停止等の求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができます。この場合には、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならないこととなります。

a 開示等の求めの申出先

b 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含みます。）の様式その他の開示等の求めの方式

c 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法

d 手数料の徴収方法

なお、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければなりません。

ク 手数料（個人情報保護法第30条関係）

- ・ 利用目的の通知又は開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができます。
- ・ 手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければなりません。

ケ 個人情報取扱事業者による苦情の処理（個人情報保護法第31条関係）

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならず、このために必要な体制の整備に努めなければなりません。

② 個人情報取扱事業者該当しない職業紹介事業者

職業紹介事業者は、個人情報取扱事業者該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければなりません。

## **フ 職業紹介事業者が法律違反を行った場合**

- (1) 次の場合、許可の取消又は事業停止命令を受けることがあります。
  - イ 欠格事由に該当するとき
  - ロ 職業安定法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除きます。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき
  - ハ 許可条件に違反したとき
- (2) 職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定に違反した場合には、改善命令を受ける場合があります。
- (3) その他必要に応じ指導、助言を受けることがあります。
- (4) 許可を受けず又は届出をせずに職業紹介事業を行ったときや違法に手数料を徴収したとき等の場合には刑罰が科されることがあります。



## 第4 その他

### 1 人材サービス総合サイトについて

#### (1) 概要

職業紹介事業の許可を得、又は届出を行った事業所の情報については、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に掲載されることになります。このサイトは、従来労働局において紙にて提供を行っていた労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可を得、又は届出を行っている事業所の一覧を掲載しています。

このサイトは、経済・産業構造の変化や価値観の多様化など、企業・労働者双方のニーズを背景として就業の多様化が進展している中にあっては、職業紹介事業や労働者派遣事業等が適切に機能し、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすことが求められており、労働者派遣事業及び職業紹介事業の急速な拡大に伴い、国として労働者の保護の仕組みを強化するために設けられたものです。

#### (2) 掲載方法及び掲載内容

このサイトに掲載される内容は以下のとおりです。

①許可・届出受理番号 ②許可・届出受理年月日 ③事業主名称 ④事業所名称  
⑤事業所所在地 ⑥電話番号 ⑦取扱職種の範囲等 ⑧得意とする職種 ⑨備考  
このうち、①から⑦までは、労働局に申請した内容が自動的に反映されるようになっていますので、サイトのための特別の手続きはありません。⑧につきましてはサイトから掲載を申し込むことになっておりますので、記入を希望する場合にはサイトから申し込むことになります。⑨については事業所が受けている行政処分の内容等が掲載されることになりますので処分を受けていない場合は空欄になります。

#### (3) その他コンテンツについて

ハローワークインターネットサービスへのリンク、しごと情報ネットへのリンク、制度周知のコーナーなどがあります。その他はサイトをご覧ください。

○人材サービス総合サイト

<http://www.jinzai-sougou.go.jp>

人材サービス総合サイトに掲載された事業所名からの HP へのリンクの掲載を希望される場合は、下記 URL からお申し込み下さい。

<https://www.jinzai-sougou.go.jp/srv210.aspx>

## 2 しごと情報ネットについて

### (1) 概要

しごと情報ネットは、求職者等による官民の労働力需給調整事業者の積極的な利用を可能とすることにより、労働市場全体における労働力需給調整機能の一層の強化を図るため、平成 13 年 8 月より運用を開始しました。

パソコンや携帯電話等によりインターネットを利用して、民間職業紹介事業者、求人情報提供事業者、労働者派遣事業者、労働者供給事業者、ハローワーク等のしごと情報ネット参加機関がそれぞれ保有している求人の一覧情報を検索することができるしごと探しのポータルサイトです。

しごと情報ネット・トップページ

<http://www.job-net.jp/>

### (2) 参加申請の仕方

しごと情報ネット参加機関申請については、下記の URL にてご確認願います。

[http://www.job-net.jp/s\\_korekara\\_sanka.html](http://www.job-net.jp/s_korekara_sanka.html)

### (3) しごと情報ネットに関する問い合わせ

参加申請の仕方、操作方法等については下記までご連絡ください。

[uketsuke@job-net.jp](mailto:uketsuke@job-net.jp)

有 料 ・ 無 料  
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書  
職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

②申請者 （ふりがな） 氏 名 印

1. 職業安定法第 3 0 条第 1 項の規定により下記のとおり許可の申請をします。  
2. 職業安定法第 3 3 条第 1 項の規定により下記のとおり許可の申請をします。  
3. 職業安定法第 3 2 条の 6 第 2 項の規定により下記のとおり更新申請をします。  
4. 職業安定法第 3 3 条第 4 項において準用する同法第 3 2 条の 6 第 2 項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

|                                                       |                          |     |
|-------------------------------------------------------|--------------------------|-----|
| ③許 可 番 号                                              | ( )                      |     |
| <small>（ふりがな）</small><br>④氏名又は名称                      |                          |     |
| <small>（ふりがな）</small><br>⑤所 在 地                       | 〒 □ □ □ - □ □ □ □ 電話 ( ) |     |
|                                                       |                          |     |
|                                                       |                          |     |
| <small>（ふりがな）</small><br>⑥代表者氏名等                      | 氏 名                      | 住 所 |
|                                                       |                          |     |
| <small>（ふりがな）</small><br>⑦役 員<br>氏 名 等<br>( 法 人 の み ) | 氏 名                      | 住 所 |
|                                                       |                          |     |
|                                                       |                          |     |
|                                                       |                          |     |
|                                                       |                          |     |

収入印紙

[ 消印しては  
ならない ]

|                   |    |    |    |
|-------------------|----|----|----|
| 兼業<br>⑧<br>の種類・内容 | 1. | 2. | 3. |
|                   | 4. | 5. | 6. |

## 職業紹介事業を行う事業所に関する事項

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ⑨事業所                   |     |
| 名称                     | 所在地 |
|                        |     |
| ⑩職業紹介責任者氏名等            |     |
| 氏名                     | 住所  |
|                        |     |
| ⑪担当者職・氏名・電話番号<br>( ) - |     |
| ⑫講習会名、受講<br>年月日・受講場所   |     |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ⑨事業所                   |     |
| 名称                     | 所在地 |
|                        |     |
| ⑩職業紹介責任者氏名等            |     |
| 氏名                     | 住所  |
|                        |     |
| ⑪担当者職・氏名・電話番号<br>( ) - |     |
| ⑫講習会名、受講<br>年月日・受講場所   |     |

## ⑬取次機関

|                 |       |
|-----------------|-------|
| イ 名 称<br>(ふりがな) | ----- |
| ロ 住 所<br>(ふりがな) | ----- |
|                 | ----- |
| ハ 事業内容          |       |

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ハ 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハ又はホまでのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの  
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
  - ・ 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
  - ・ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第一号を除く。）及び第51条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
  - ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
  - ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
  - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
  - ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、⑩の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

記載要領

1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
  - (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。
- 3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
  - 4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。
  - 6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。
  - 7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
  - 8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
  - 9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
  - 10 ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
  - 11 ⑫欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。
  - 12 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

**有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書**  
**無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書**  
**特別の法人無料職業紹介事業計画書**  
**地方公共団体無料職業紹介事業計画書**

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画（年間）（国内）

| ① 区 分 | ② 有効求職者見込数 |
|-------|------------|
|       | 人          |

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

| ③ 区 分 | ④ 相手国名 | ⑤ 有効求職者見込数<br>(人) |
|-------|--------|-------------------|
|       |        |                   |

4 職業紹介の業務に従事する者の数

|   |
|---|
| 人 |
|---|

5 資産等の状況

|     |       | 価 格 | 摘 要 |
|-----|-------|-----|-----|
| 資 産 | 現金・預金 |     |     |
|     | 土地・建物 |     |     |
|     | そ の 他 |     |     |
|     | 計     |     |     |
| 負 債 | 計     |     |     |

## 様式第2号（裏面）

### 記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
④地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1 欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3 の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3 の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5 欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。



届出制手数料届出書  
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ふりがな）

②届出者 氏 名 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ③許 可 番 号               |                          |
| ④氏 名 又 は 名 称<br>（ふりがな） |                          |
| ⑤所 在 地<br>（ふりがな）       | 〒 □ □ □ - □ □ □ □ 電話 ( ) |
|                        |                          |
|                        |                          |
| ⑥適用開始・変更予定日            | 年 月 日                    |
| ⑦届出・変更届出内容             |                          |
| ⑧ 備 考                  |                          |

### 様式第3号（裏面）

#### 記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。  
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

有 料 無 料  
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書  
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書  
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書  
有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書  
特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請・届出者 <sup>(ふりがな)</sup>氏 名 印

- 1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 9. 職業安定法第33条の4第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

|                           |                       |                  |
|---------------------------|-----------------------|------------------|
| ③許可・届出番号                  |                       |                  |
| ④氏名又は名称 <sup>(ふりがな)</sup> |                       | -----            |
| ⑤所 <sup>(ふりがな)</sup> 在 地  |                       | 〒□□□-□□□□ 電話 ( ) |
|                           |                       | -----            |
|                           |                       | -----            |
| ⑥事業所                      | 名称 <sup>(ふりがな)</sup>  | -----            |
|                           | 所在地 <sup>(ふりがな)</sup> | -----            |
| ⑦変 更 事 項                  |                       |                  |
| ⑧変 更 前                    |                       |                  |
| ⑨変 更 後                    |                       |                  |

|                         |     |     |
|-------------------------|-----|-----|
| ⑩取 扱 職 種 の<br><br>範 囲 等 |     |     |
| ⑪変更 (廃止) 年月日            |     |     |
| ⑫職業紹介責任者                | 氏 名 | 住 所 |
|                         |     |     |
| ⑬講 習 会 受 講<br>年月日・場所    |     |     |
| ⑭変更(廃止)理由<br>再 交 付 理 由  |     |     |
| ⑮備 考                    |     |     |

なお、代表者については、職業安定法第32条第1項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法
  - (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
  - (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。
- 2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(12の場合を除く。)
  - (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
  - (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。
- 3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法
  - (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
  - (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
  - (3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法
  - (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する・

様式第6号（第4面）

第33条の4第2項において準用する」を抹消すること。

- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料」、「・特別の法人無料・地方公共団体無料」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料」、「地方公共団体無料」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条第4項において準用する・」、「第33条の4第2項において準用する」を抹消すること。
- (4) 地方公共団体無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文及び7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する・」を抹消すること。
- (5) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例)職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例)地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例)その他

(ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など

- (6) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

5 特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

- (1) 特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「・地方公共団体」を抹消し、並びに1から7及び9の全文を抹消すること。
- (2) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人」を抹消し、並びに1から8の全文を抹消すること。
- 6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様式第6号（第5面）

を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11 ⑪欄には、変更事項（廃止）について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑮備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑭欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日、及び場所を記載すること。

①            年            月            日

(ふりがな)

(ふりがな)

印

- 記



## 様式第7号（裏面）

### 記載要領

- 1 ①有料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「無料職業紹介事業廃止届出書」、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び2から4を抹消すること。  
②無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1、3及び4を抹消すること。  
③特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び4を抹消すること。  
④地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び3を抹消すること。
- 2 ①には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②には、届出者の住所（法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及び氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
- 5 ④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- 6 ⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
- 7 ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 8 ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

有料職業紹介事業報告書  
無料職業紹介事業報告書

- 1 許可番号
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 紹介予定派遣実績の有無有・無
- 4 活動状況（国内）

| 項 目<br>取扱<br>業務等の区分 | ① 求 人       |              |               | ② 求 職  |                | ③ 就 職         |               |               |
|---------------------|-------------|--------------|---------------|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|
|                     | 常 用<br>求人 数 | 臨時求<br>人 延 数 | 日 雇<br>求人 延 数 | 有効求職者数 | 新規求職<br>申込 件 数 | 常 用<br>就職 件 数 | 臨 時<br>就職 延 数 | 日 雇<br>就職 延 数 |
|                     | 人           | 人 日          | 人 日           | 人      | 件              | 件             | 人 日           | 人 日           |
|                     |             |              |               |        |                |               |               |               |
|                     |             |              |               |        |                |               |               |               |
|                     |             |              |               |        |                |               |               |               |
|                     |             |              |               |        |                |               |               |               |
| 計                   |             |              |               |        |                |               |               |               |

活動状況（国外）（相手国別・総計）

| 項 目<br>取扱<br>業務等の区分 | 相 手 国 | ④ 求 人 数 | ⑤ 求 職  |          | ⑥ 就職<br>件 数 |
|---------------------|-------|---------|--------|----------|-------------|
|                     |       |         | 有効求職者数 | 新規求職申込件数 |             |
|                     |       | 人       | 人      | 件        | 件           |
|                     |       |         |        |          |             |
|                     |       |         |        |          |             |
|                     |       |         |        |          |             |
|                     |       |         |        |          |             |
| 計                   |       |         |        |          |             |

5 収入状況（国内・国外）

| 項 目<br>取扱<br>業務等の区分 | 職業安定法第32条の3第1項<br>第1号の規定による手数料 |    |     | 求人受付手数料<br>（別表第2） | 職業安定法第32条の3第1項<br>第2号の規定による手数料 |    |     | 求職受付手数料 |
|---------------------|--------------------------------|----|-----|-------------------|--------------------------------|----|-----|---------|
|                     | 常用                             | 臨時 | 日 雇 |                   | 常用                             | 臨時 | 日 雇 |         |
|                     |                                |    | 千円  | 件 千円              |                                |    | 千円  | 件 千円    |
|                     |                                |    |     |                   |                                |    |     |         |
|                     |                                |    |     |                   |                                |    |     |         |
|                     |                                |    |     |                   |                                |    |     |         |
| 計                   |                                |    |     |                   |                                |    |     |         |

| 項 目<br>取扱<br>業務等の区分 | 職業安定法第32条の3第2<br>項の規定による手数料 |    |     |
|---------------------|-----------------------------|----|-----|
|                     | 常用                          | 臨時 | 日 雇 |
| 芸 能 家               |                             |    | 千円  |
| モ デ ル               |                             |    |     |
| 科 学 技 術 者           |                             |    |     |
| 経 営 管 理 者           |                             |    |     |
| 熟 練 技 能 者           |                             |    |     |
| 計                   |                             |    |     |

6 職業紹介の業務に従事する者の数

人

- 1 職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。
- 年 月 日

⑦氏名又は名称

印

厚生労働大臣 殿

## 様式第8号（裏面）

### 記載要領

- 1 有料職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、有料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
  - (1) 4①及び4③欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(4)まで及び7において同じ。）
  - (2) 4②の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
  - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
  - (4) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
  - (1) 4④、⑥欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
  - (2) 4⑤の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職数を記載すること。「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 7 5の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び取扱業務の範囲の区分ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について取扱業務の区分ごとに記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑦欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に係る第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 6の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

業務の運営に関する規程

事業所名

第 1 求 人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第 2 求 職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、  
です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

年 月 日

代表者

## 様式例第 2 号

### 手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

#### 1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

|       |        |                     |
|-------|--------|---------------------|
| 求人の受付 | 1 件につき | 円（消費税相当分を含む。）を求人者から |
| 求職の受付 | 1 件につき | 円（消費税相当分を含む。）を求職者から |

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

#### 2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の            %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
  - ① 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の            %（消費税相当分を含む。）に相当する額
  - ② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の            %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

様式例第3号 【一般登録型】

手 数 料 表  
(一般登録型の例示)

| サービスの種類及び内容                                                                                                          | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>求人受理時の事務費用</p> <p>【※1】</p>                                                                                        | <p>円</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p> <p>【※2】</p>                                                          | <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p>_____% (または _____円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p>_____% (または _____円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> |
| <p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p> <p>【※3】</p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p> | <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p>_____% (または _____円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>                                                                                                                                                                   |

上記手数料には、消費税【※4】は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

※1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇％（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇％（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※4：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。



様式例第3号 【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表  
(サーチ／スカウト型の例示)

| サービスの種類及び内容                              | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用<br>(※1)                       | 円<br>手数料負担者は 求人者 とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 特定の条件による特別の求職者の<br>開拓やそのための調査・探索<br>(※2) | <p>着手金 円 (%)</p> <p>活動1日あたり 円 (%)</p> <p>(または、活動1時間あたり 円 (%))</p> <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内<br/>定書や労働条件通知書等に記載されている額)の<br/>% (または 円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間<br/>が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ<br/>る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて<br/>いる額)の<br/>% (または 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> |

上記手数料には、消費税(※3)が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

※1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2：特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

(1) 「着手金」

「着手金」は、特定の条件に該当する求職者の開拓やそのための調査・探索を行うことに対して一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。

(2) 「活動一日あたり」

「活動一日あたり」は、いわゆる「タイムチャージ／その調査探索に従事した人材コンサルタントの時間（所要日）数で手数料を請求する体系」の際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。なお、紛争等を避けるため「活動一日あたり」「活動一人あたり」「活動一時間あたり」と明確な内容の記載をお勧めします。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、雇用期間の定めのない労働契約や1年を超える有期労働契約をあっせんする場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇％（または〇〇円）」と記載することもできます。

また、このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法や上記と併記する方法ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

様式例第3号 【再就職支援型】

手数料表  
(再就職支援型の例示)

| サービスの種類及び内容                                                 | 手数料の額及び負担者                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言<br>(※1)                         | <p>着手金 _____ 円 (%)</p> <p>相談・助言終了時 _____ 円 (%)</p> <p>成功報酬 _____ 円 (%)</p> <p>手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| <p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p> <p>(※2)</p> | <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ % (または _____ 円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ % (または _____ 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> |

上記手数料には、消費税 (※3) が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 \_\_\_\_\_

事業所の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

※1：就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

(1) 「着手金」

「着手金」は、再就職支援の対象となる者を雇用中若しくは直前まで雇用していた雇用主（関係雇用主）からの依頼を受け、サービス開始時に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。

(2) 「相談・助言終了時」

「相談・助言終了時」は、再就職支援の対象となる者に対して、再就職が容易にできるための専門的な相談・助言を行った際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、再就職支援の対象となる者に再就職先を紹介して雇用契約が成立した場合に手数料を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「関係雇用主」となります。

※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【％】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇％（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇％（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

## 個人情報適正管理規程

### 個人情報適正管理規程（事例案）

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、〇〇課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

有 料 無 料  
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書  
職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

① 平成25年 8 月 1 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

まる ばつ かぶしがいいしゃ  
(ふりがな) ○ × 株式会社  
②申請者 氏 名 だいひょうとりしまりやくしゃちょう きむら こ  
代表取締役社長 木村 あき子印

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。  
~~2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~  
~~3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~  
~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~

記

|                                   |                                                                                                               |                                  |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ③許 可 番 号                          | ( )                                                                                                           |                                  |
| (ふりがな)<br>④氏名又は名称                 | まる ばつ かぶしがいいしゃ<br>○ × 株式会社                                                                                    |                                  |
| (ふりがな)<br>⑤所 在 地                  | 〒 1 1 1 - 1 1 1 〇 電話 0 3 ( 5 2 5 3 ) ○ × ○ ×<br>とうきょうと ちよだく かすみがせき<br>東京都千代田区霞が関○-×-○<br>かすみがせき かい<br>霞ヶ関ビル5階 |                                  |
|                                   | 氏 名                                                                                                           | 住 所                              |
|                                   | (ふりがな)<br>⑥代表者氏名等                                                                                             | きむら こ<br>木村 あき子                  |
| (ふりがな)<br>⑦役 員<br>氏 名 等<br>(法人のみ) | 氏 名                                                                                                           | 住 所                              |
|                                   | やまだ たろう<br>山田 太郎                                                                                              | とうきょうとこうとうくすみよし<br>東京都江東区住吉○-×-○ |
|                                   | いとう じろう<br>伊藤 次郎                                                                                              | とうきょうとしぶやくしぶや<br>東京都渋谷区渋谷○-○-○   |
|                                   |                                                                                                               |                                  |

収入印紙  
[ 消印しては  
ならない ]

|                   |                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 兼業<br>⑧<br>の種類・内容 | 1. 労働者派遣事業      2. 再就職支援業      3. 訪問介護事業<br>4. 経営コンサルタント 5.      6. |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|

## 職業紹介事業を行う事業所に関する事項

| ⑨事業所              |                              |                                          |
|-------------------|------------------------------|------------------------------------------|
| 名称                | 所在地                          |                                          |
| 〇×株式会社 おしごと紹介センター | 東京都港区南青山〇ー×ー〇 おしごとビル1階       |                                          |
| ⑩職業紹介責任者氏名等       |                              | ⑪担当者職・氏名・電話番号                            |
| 氏名                | 住所                           | おしごと紹介事業部 事業課長<br>高田 伸子<br>(03)5511-〇×〇× |
| 田中 強              | 東京都港区赤坂×-×-×                 |                                          |
| ⑫講習会名、受講年月日・受講場所  | 職業紹介責任者講習（新規） 平成24年5月1日 於 東京 |                                          |

| ⑨事業所                       |                              |                                             |
|----------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|
| 名称                         | 所在地                          |                                             |
| 〇×株式会社 おしごと紹介センター<br>大阪事業部 | 大阪府大阪市中央区南船場〇ー〇ー〇 △□生命ビル201号 |                                             |
| ⑩職業紹介責任者氏名等                |                              | ⑪担当者職・氏名・電話番号                               |
| 氏名                         | 住所                           | 大阪おしごと紹介事業部 事業課長補佐<br>田村 清<br>(06)1155-〇〇×× |
| 上田 花子                      | 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町<br>〇-×-×-303号 |                                             |
| ⑫講習会名、受講年月日・受講場所           | 職業紹介責任者講習（新規） 平成23年3月1日 於 大阪 |                                             |

## ⑬取次機関

|                 |  |
|-----------------|--|
| イ 名 称<br>(ふりがな) |  |
| ロ 住 所<br>(ふりがな) |  |
| ハ 事業内容          |  |

申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第48条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ハ 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハ又はホまでのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの  
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。
  - ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
  - ・ 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
  - ・ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第一号を除く。）及び第51条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
  - ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
  - ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20及び第21条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
  - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
  - ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第1号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、⑩の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。



『厚生労働省編職業分類表 平成23年版（抜粋） 』

| 大 分 類           | 中 分 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [ A 管理的職業 ]     | 0 1 管理的公務員<br>0 2 法人・団体の役員<br>0 3 法人・団体の管理職員<br>0 4 その他の管理的職業                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| [ B 専門的・技術的職業 ] | 0 5 研究者<br>0 6 農林水産技術者<br>0 7 開発技術者<br>0 8 製造技術者<br>0 9 建築・土木・測量技術者<br>1 0 情報処理・通信技術者<br>1 1 その他の技術者<br>1 2 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師<br>1 3 保健師、助産師、看護師<br>1 4 医療技術者<br>1 5 その他の保健医療の職業<br>1 6 社会福祉の専門的職業<br>1 7 法務の職業<br>1 8 経営・金融・保険の専門的職業<br>1 9 教育の職業<br>2 0 宗教家<br>2 1 著述家、記者、編集者<br>2 2 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者<br>2 3 音楽家、舞台芸術家<br>2 4 その他の専門的職業 |

| 大 分 類         | 中 分 類                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [ C 事務的職業 ]   | 2 5 一般事務の職業<br>2 6 会計事務の職業<br>2 7 生産関連事務の職業<br>2 8 営業・販売関連事務の職業<br>2 9 外勤事務の職業<br>3 0 運輸・郵便事務の職業<br>3 1 事務用機器操作の職業                                |
| [ D 販売の職業 ]   | 3 2 商品販売の職業<br>3 3 販売類似の職業<br>3 4 営業の職業                                                                                                           |
| [ E サービスの職業 ] | 3 5 家庭生活支援サービスの職業<br>3 6 介護サービスの職業<br>3 7 保健医療サービスの職業<br>3 8 生活衛生サービスの職業<br>3 9 飲食物調理の職業<br>4 0 接客・給仕の職業<br>4 1 居住施設・ビル等の管理の職業<br>4 2 その他のサービスの職業 |
| [ F 保安の職業 ]   | 4 3 自衛官<br>4 4 司法警察職員<br>4 5 その他の保安の職業                                                                                                            |
| [ G 農林漁業の職業 ] | 4 6 農業の職業<br>4 7 林業の職業<br>4 8 漁業の職業                                                                                                               |

| 大 分 類                   | 中 分 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[ H 生産工程の職業 ]</p>    | <p>4 9 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</p> <p>5 0 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</p> <p>5 1 生産設備制御・監視の職業(機械組立)</p> <p>5 2 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業</p> <p>5 4 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</p> <p>5 7 機械組立の職業</p> <p>6 0 機械整備・修理の職業</p> <p>6 1 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)</p> <p>6 2 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)</p> <p>6 3 機械検査の職業</p> <p>6 4 生産関連・生産類似の職業</p> |
| <p>[ I 輸送・機械運転の職業 ]</p> | <p>6 5 鉄道運転の職業</p> <p>6 6 自動車運転の職業</p> <p>6 7 船舶・航空機運転の職業</p> <p>6 8 その他の輸送の職業</p> <p>6 9 定置・建設機械運転の職業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>[ J 建設・採掘の職業 ]</p>   | <p>7 0 建設躯体工事の職業</p> <p>7 1 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)</p> <p>7 2 電気工事の職業</p> <p>7 3 土木の職業</p> <p>7 4 採掘の職業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                           |                                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[ K 運搬・清掃・包装等の職業 ]</p> | <p>7 5 運搬の職業</p> <p>7 6 清掃の職業</p> <p>7 7 包装の職業</p> <p>7 8 その他の運搬・清掃・包装等の職業</p> |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|